

学校感染症の種類と出席停止期間の基準

	種 類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クミア・コンゴ出血熱, 痘そう 南米出血熱, ペスト, マールブルグ熱 ラッサ熱, ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS) 急性灰白髄炎(ポリオ) 鳥インフルエンザ(H5N1に限る)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症 百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで 発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 症状により、学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症※	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※「その他の感染症」に含まれる病気

感染性胃腸炎(ノロウイルス・ロタウイルス等)・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症等があります。